

# 身元保証等に関するアンケート調査まとめ

## 1. 調査のねらい

この度、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会権利擁護部会は、身元保証等に関するアンケートを実施しました。

医療・福祉サービスにおいて、その利用者に身元保証人・連帯保証人・身元引受人（呼称は様々）を求める場合がありますが、昨今の少子高齢化、世帯の核家族化、生活が困窮しているなどの事情によって、それが困難であることもあります。

こうした状況について、松本圏域内ではどのような実情であるのかをアンケートによって明らかにし、その課題や対策を把握・検討することを目的としました。

## 2. 調査の対象

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会に参画する8市村（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）に設置されているすべての病院及び障害福祉関連施設、並びに無作為抽出の方法により選んだ高齢者関連施設で、合計218施設を対象としました。（病院26・障害115・高齢者77）

## 3. 実施の時期

令和3年8月17日（火）～令和3年8月31日（火）

※回答の基準日は令和3年8月17日としました。

## 4. 調査方法

郵送による配布・回収で、回収には返信用封筒を使用しました。

## 5. 調査結果

アンケート調査票の送付数と回収数については、以下のとおりでした。

全体の配布数が少ないものの、回収率は高く、こうした課題に対する関心が高いことがうかがえます。

配布数／回収数（全体）

配布数	回収数	回収率
218	153	70.2%

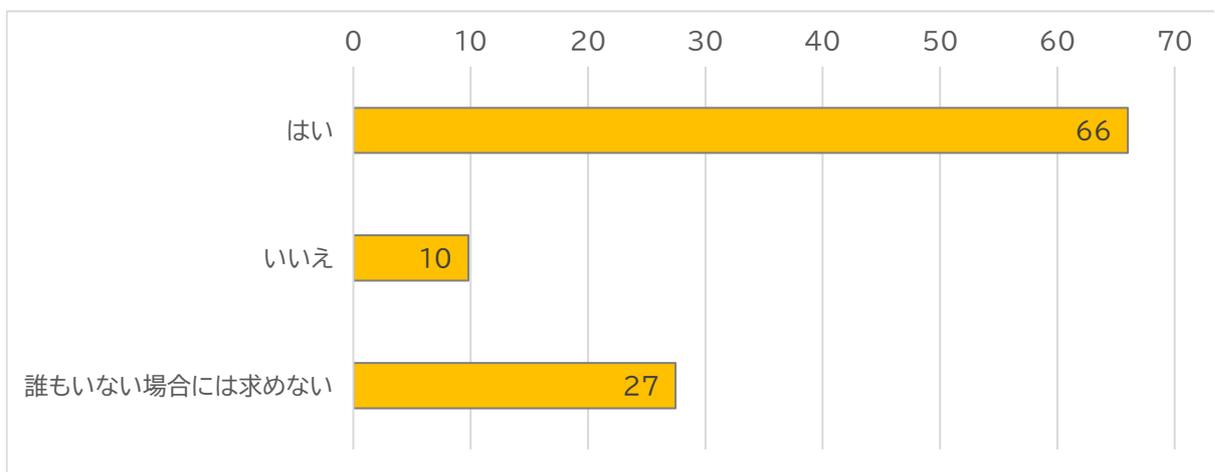
配布数／回収数（種別ごと）

種別	配布数	回収数	回収率
病院	26	22	84.6%
障害福祉関連施設	115	82	71.3%
高齢者関連施設	77	37	48.0%

※回収数の不足分は種別未チェック等の不備によりカウントできませんでした。

## 5-1 契約時に身元保証人等を求めるか

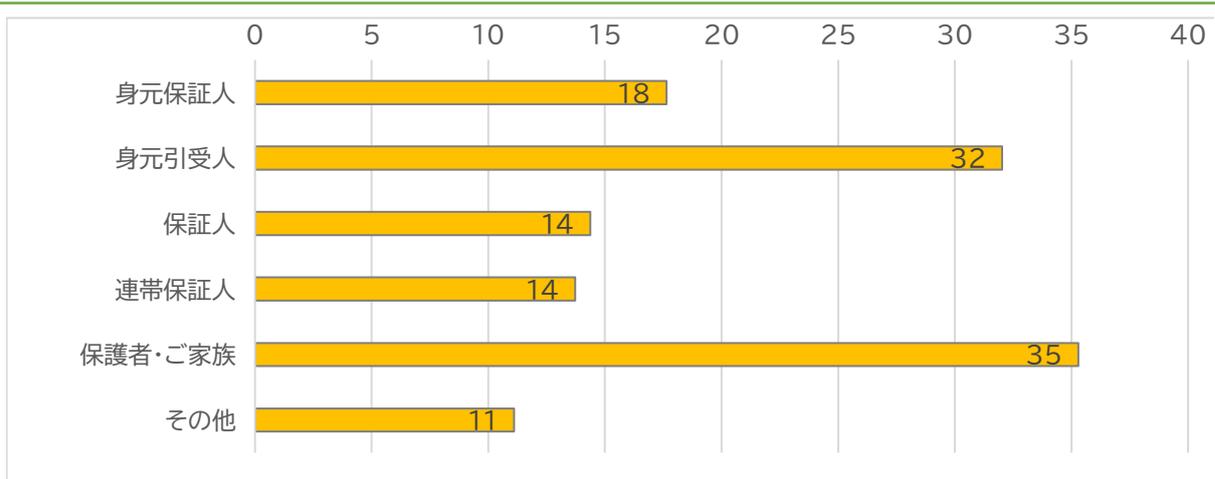
【Q1】 あなたの施設(病院)では、障がいのある方を入所(入院)、または障がいのある方と入所(入院)契約をする際に、身元保証人等(身元引受人、保証人、連帯保証人等の名称のものを含む)を求めますか。



入所(入院)契約を締結する際に、身元保証人等を求めるが 66%と最も多く、誰もいない場合には求めないが 27%でした。

## 5-2 身元保証人等の呼称

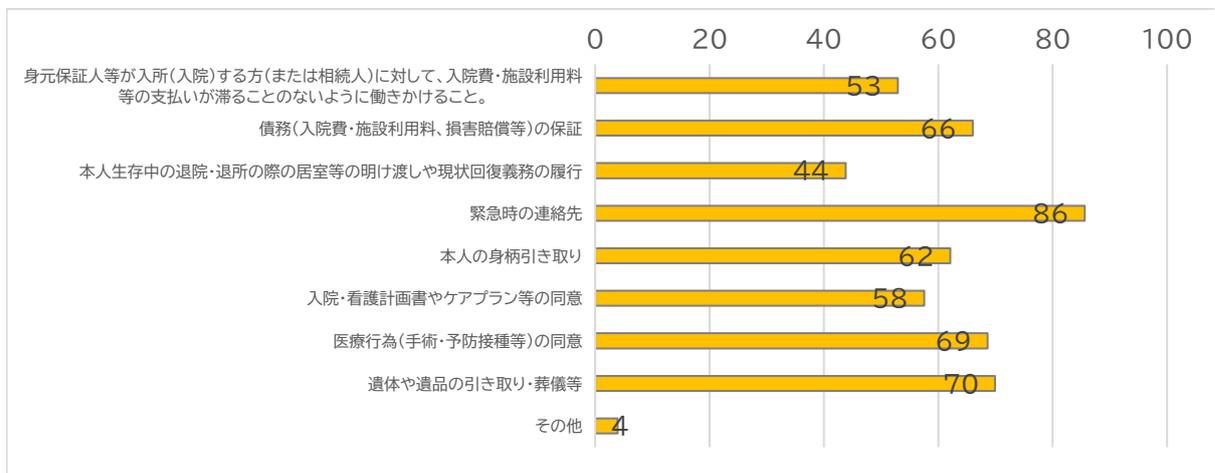
【Q2】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等について、実際にどのような名称を使用していますか。(複数回答可)



身元保証人等の呼称として「保護者・ご家族」が 35%、続いて「身元引受人」が32%でした。

### 5-3 身元保証人等に求める役割

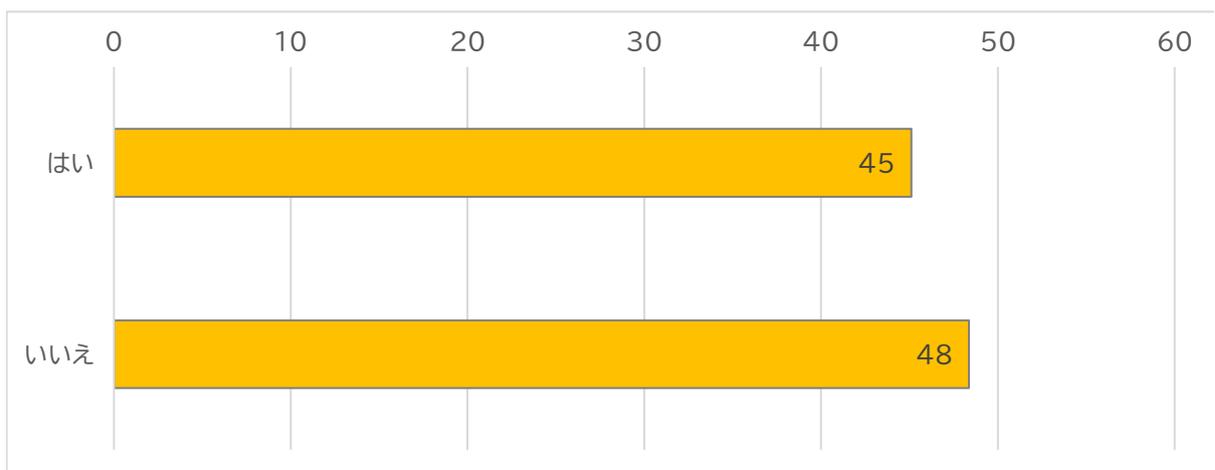
【Q3】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等に求めるものは何ですか。(複数回答可)



身元保証人等に求める役割として「緊急時の連絡先」が86%と最も多く、「遺体や遺品の引き取り・葬儀等」が70%でした。

### 5-4 身元保証人等の不在

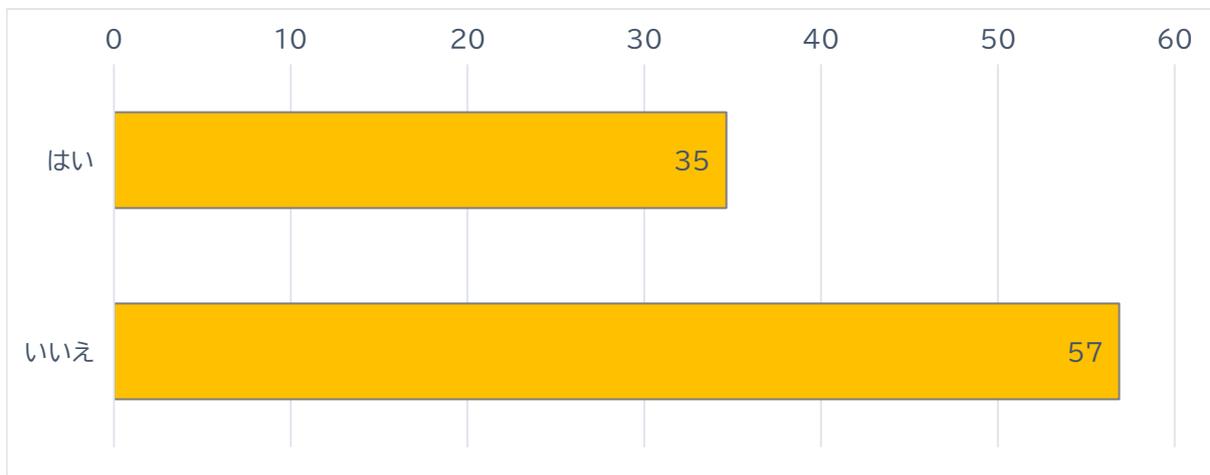
【Q4】 あなたの施設(病院)では、近年、身元保証人等になるべき人がいないという方が増えていますか。



身元保証人等になるべき人がいないという方が増えているかについて、「いいえ」が48%であり、「はい」は45%でした。

### 5-5 身元保証人等の不在による契約の拒否

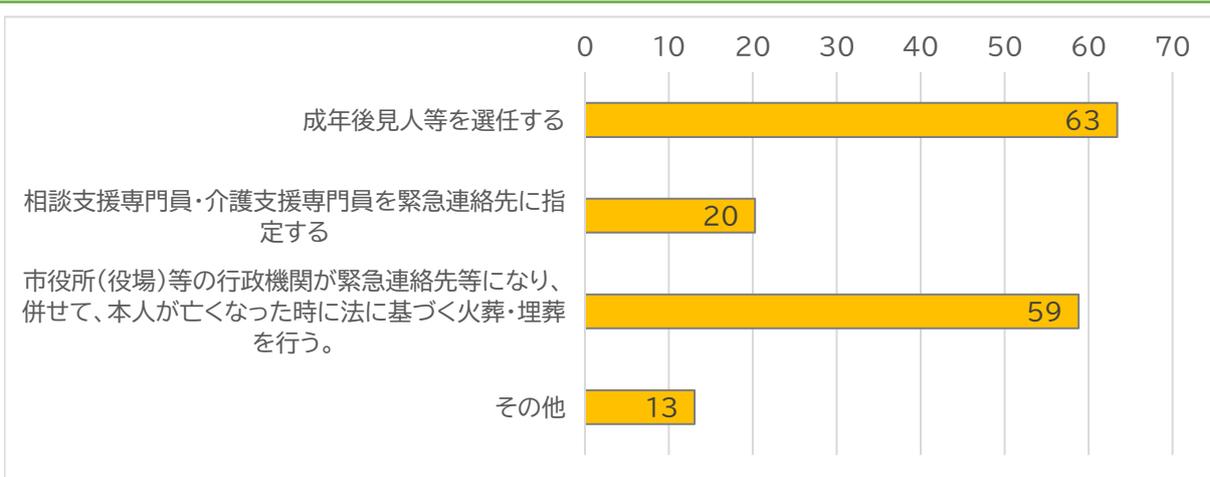
【Q5】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、入所(入院)を断ることがありますか。



身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、入所(入院)を断ることがあるかについて、「いいえ」が57%、「はい」が35%でした。

### 5-6 身元保証人等の不在時の受け入れ条件

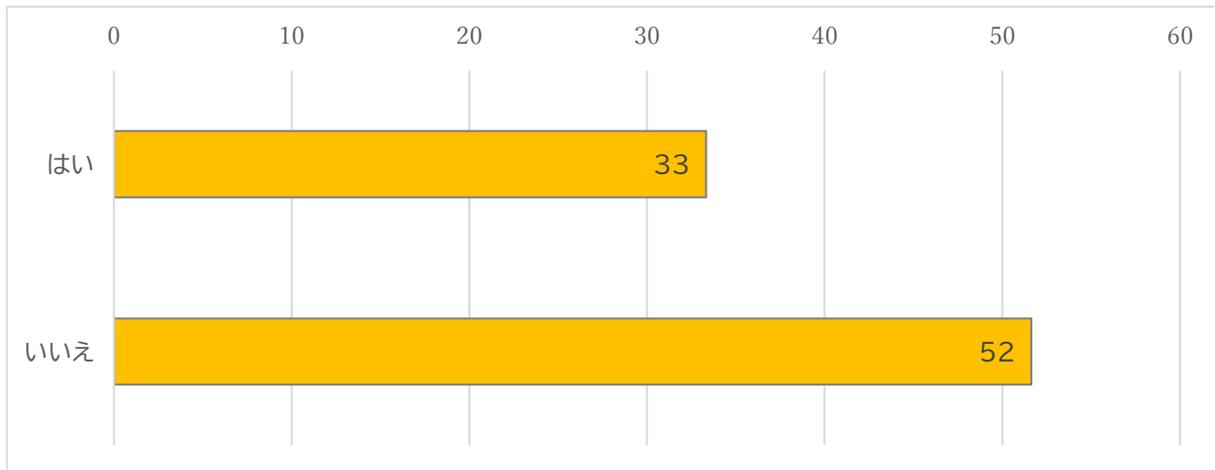
【Q6】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、他にどのような対応をすれば、入所(入院)することができますか(できるとお考えですか)。(複数回答可)



身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、他にどのような対応をすれば入所(入院)することができるかについて、「成年後見人等を選任する」が63%と最も多く、次いで「市役所(役場)等の行政機関が緊急連絡先等になり、併せて、本人が亡くなった時に法に基づく火葬・埋葬を行う」が59%でした。

### 5-7 身元保証人等の債務保証

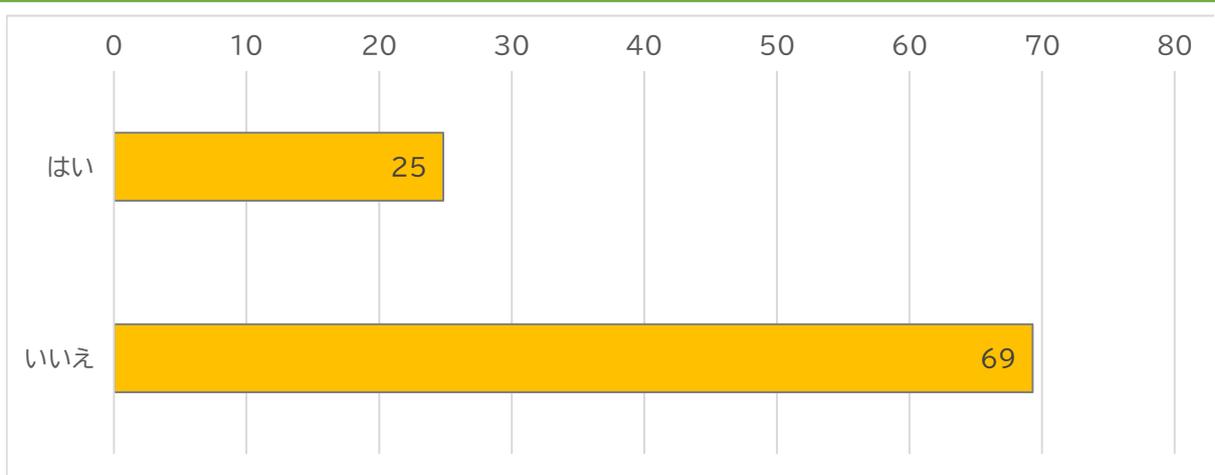
【Q7】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等との間で、入所(入院)する方の債務(入院費、施設利用料、損害賠償等の一定の範囲に属する不特定の債務)を保証する旨の契約をする場合、法律の改正により令和2年4月1日から、書面にて極度額(身元保証人等が責任を負う限度額)を定めなければ、その契約は無効になることをご存じですか。



令和2年4月1日から、書面にて極度額(身元保証人等が責任を負う限度額)を定めなければ、債務保証にかかる契約は無効になることを知っているかについて、「いいえ」が52%、「はい」が33%でした。

### 5-8 身元保証人等の不在による困難事例

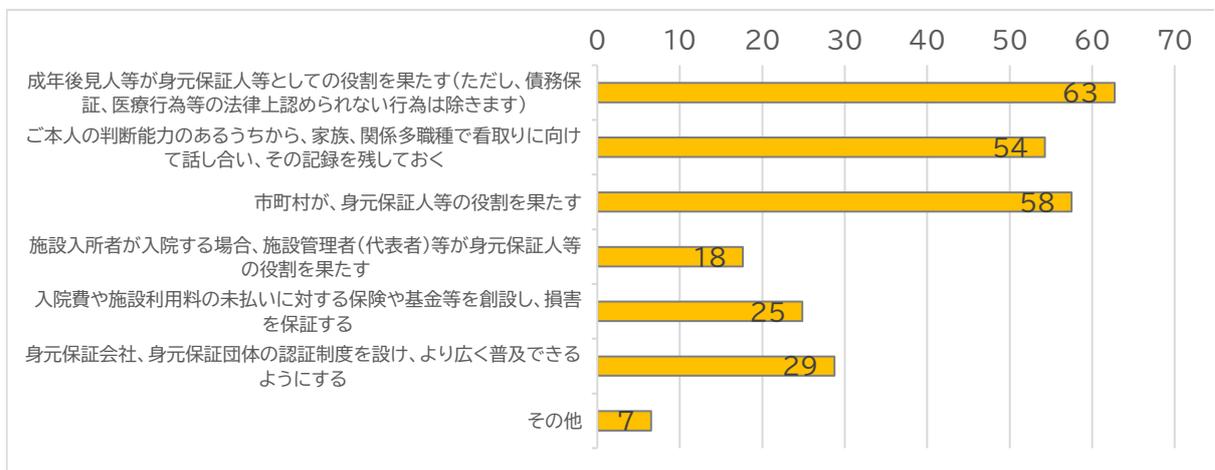
【Q8】 あなたの施設(病院)では、入所(入院)する方に、身元保証人等がないことで、実際に困ったことはありましたか。



入所(入院)する方に、身元保証人等がないことで、実際に困ったことがあったかについて、「いいえ」が69%、「はい」が25%でした。

## 5-9 身元保証人等の不在時の課題解決

【Q9】 今後身寄りのない方が増え、身元保証人等になるべき方がどうしてもいないケースが増えると予想されますが、こうした課題に対して、どのような対応策・解決策があるとお考えですか。(複数回答可)

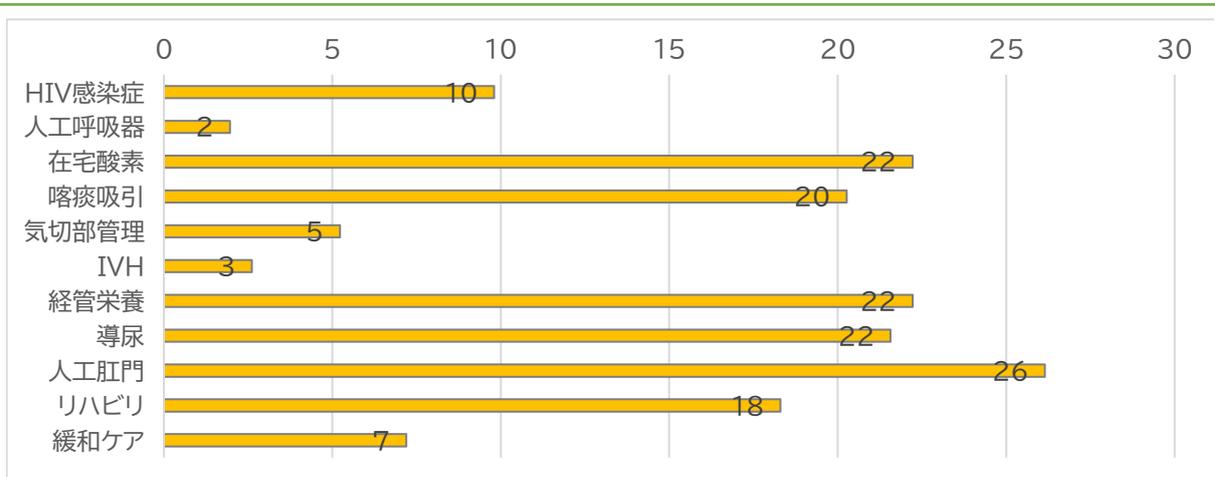


身元保証人等になるべき人が、どうしてもいないケースが増えると予想されますが、こうした課題に対して、「成年後見人等が身元保証人等としての役割を果たす」が63%と最も多く、次いで「市町村が、身元保証人等の役割を果たす」が58%でした。

## 5-10 医療的ケアを要する者の受け入れ

【Q10】 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会権利擁護部会では、感染症があつたり、特段の医療的ケアが必要であつたりする方の、施設での受け入れについて、今後検討をしていく予定であるためお尋ねします。

下記選択肢にあるような「疾患のある方」または「特段の医療的ケアの必要な方」の受け入れは可能ですか。可能なものにチェックを入れてください。(複数回答可)



「疾患のある方」または「特段の医療的ケアの必要な方」の施設での受け入れが可能かについて、「人工肛門」が26%、次いで「導尿」、「経管栄養」、「在宅酸素」がそれぞれ22%でした。

## 6. まとめ

### (1) 病院・入所施設における身元保証人等の状況

- 調査の結果、入所（入院）契約を締結する際に身元引受人等を求める施設（病院）が66%と半数以上の施設において契約時に身元引受人等を求めている実態が確認できました。また、「誰もいない場合には求めない」施設（病院）が27%と、私たちが予想するより多くの施設（病院）が誰もいない場合には保証人等を求めている実態があることも知ることができました。
- 身元保証人等の不在時にも入所（入院）を断らない施設（病院）が57%であるのに対し、入所（入院）を断る施設（病院）も35%あるということで、予想よりも多い結果となりました。また、「どのような対応をすれば入所（入院）できるか」への回答では「成年後見人等を選任する」が63%と最も多くなりましたが、Q3で施設（病院）が身元保証人等に求めていることの全てが解決できるわけではないため、成年後見人等が「できること」と「できないこと」の理解を求めていくことが必要だと思われます。

### (2) 身元保証人等に求める役割

- 身元保証人等を置く（求める）理由としてまず考えられるのが、債務の保証、つまり金銭的な面での担保が必要だからと予想されましたが、調査結果からは必ずしもそうではないということがわかりました。
- 施設（病院）は、①緊急時の連絡先の役割を求めており86%という高い結果でした。次いで、②身柄や遺体の引取り、③医療行為の同意、④施設利用料の支払いの保証の3点についても、約7割の施設（病院）が身元保証人等の役割として求めています。この①から④の柱が代表的な役割ということができます。
- また身元保証人等がいなくても、やむを得ない事情として3～4割の施設（病院）では、その裁量で諸々の処理対応及び法律行為を行っていることもわかりました。このことから、身元保証人等の存在は病院や施設側の業務量の負担軽減の観点、身元保証人等がいるという「安心材料」として求められている一面があると考えられます。債務の保証より緊急連絡先としての機能が期待されている点を考えると、必ずしも身元保証人等ではなくてもよいという考え方ができ、緊急連絡先として機能する何らかの（職能）団体や個人がその役割を担っても良いということになります。
- 今後身寄りのない方が増えていくと推計され、そういった場合の対応については前面的には行政が責任をもって行うべきことと推察されますが、（職能）団体や個人、成年後見人等が役割を分担しながら担う体制もあると良いと思います。

### (3) 身元保証人等を代替する仕組みへの期待

- 一般的に、成年後見人やケアマネジャー等を身元保証人と捉えている方が多く、その役割を大きく期待している傾向が見られました。
- 身元保証人等に求められる役割が多岐に渡り、各施設（病院）で、求められる役割は必ずしも一様ではありませんでしたが「成年後見人等が身元保証人等としての役割を果たす」を選択した施設（病院）が全体の66%と一番多く、成年後見制度への期待の表れではないかと思われます。
- 各施設（病院）では、緊急連絡を含む、確実な連絡先の確保に大きな必要性を感じているようで

す。その一方、専門職の成年後見人の場合、債務保証や医療行為への同意をすること等、できないこともあるため、この点について求められる役割と実際の制度についてのミスマッチが生じているようにも見受けられました。現在の成年後見制度や身元保証等に関する問題に対して、より柔軟に対応できるようにとの期待の表れかも知れません。

- 「市町村が、身元保証等の役割を果たす」も 58%と多く、行政に身元保証等の役割が期待されていると見られました。
- Q5で、施設(病院)の35%が身元引受人のいない場合は入所(入院)を断ると回答がりましたが、身元引受人に求められる事項に他の機関が対応できれば、入所(入院)を断るといった事態が減少すると考えられます。身元引受人に求められる事項を代行できそうな機関は、成年後見人、相談支援専門員、介護支援専門員、市役所(役場)等の行政機関が挙げられます。
- アンケート全体の回答から、本人の意思や死後の対応といった施設(病院)だけでは判断が困難な問題についても、適切な仕組みが構築されることを期待されていると考えられました。

## 7. アンケート結果を受けて権利擁護部会での今後の活動

令和4年度から自立支援協議会の体制が変更することを受け、各地域協議会で今回の調査まとめを活かした活動及び情報発信をしていただけるよう、権利擁護部会員から集約した意見とともに各地域協議会へ引継ぎます。